



湯 総 第 9 9 号
平成18年3月29日

○福島県知事
福島地方法務局 会津坂下出張所長 様
日本郵政公社東北支社長

福島県河沼郡湯川村長 大塚節雄



字の区域の変更について（通知）

このことについて、平成18年3月23日付け湯川村告示第19号をもって告示したのでお知らせいたします。

【事務担当 総務課財政係 高橋 TEL0241-27-8800】



湯川村告示第19号

本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年3月23日

湯川村長 大塚節雄



字区域變更調書

